様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　10月　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　　よこはましんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称　　横浜信用金庫  （ふりがな）　　かすが　たかし  （法人の場合）代表者の氏名　　春日　隆  住所　〒231-8466  神奈川県横浜市中区尾上町二丁目16番地1  法人番号　2020005003622  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | * 「DX戦略」 | | 公表日 | * 2024年　8月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * 公表方法：横浜信用金庫ホームページにて公表 * 公表場所・記載箇所・ページ   （https://www.yokoshin.co.jp/\_aboutus/pdf/dx.pdf） | | 記載内容抜粋 | * 「DX戦略」P2.ごあいさつ   近年、地域・お客さまを取り巻く環境の変化は著しく、デジタル技術の進展はお客さまの生活や事業に大きな変革をもたらしつつあります。こうした中、当金庫は地域に根差すインフラ機能の1つとして、お客さまが直面する課題に対してより多面的なアプローチを試み、スムーズかつ安全な先鋭型の金融サービスの提供を目指してまいります。   * 「DX戦略」P4.長期ビジョン【Vision110】   長期ビジョン：【Vision110】“選ばれ続ける”ベストパートナーバンク  これからも地域において選ばれ続ける存在であるために、「これまで」培ってきた「事業者支援にプライオリティを置いたビジネスモデル」を盤石なものとし、地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮していく。そして役職員は、大切にしたい思い・行動に込められた想いを体現し、笑顔あふれる地域づくりに貢献する。  新たなデジタル技術が活用され「これから」の競争環境はめまぐるしく変化していくことが想定される。  ・想定される変化   * + 分散型金融（DeFi）の普及   →Web3世界の急速な拡がり   * + オンライン金融主流からオフライン・ハイブリッドへの揺り戻し   →対面ニーズの再燃   * + 金融機能のアンバンドリングによる一部金融機関のプラットフォーマー化と顧客接点の囲い込み   →非金融プレイヤーとの連携   * + 選ばれる金融機関としての前提条件（データを持っている/扱える金融機関であること   →顧客動向データの集積・分析  （補足）  地域におけるプレゼンスをこれまで以上に発揮していくために、「想定される変化」に臆することなく立ち向かっていく。Web3に関しては、現行為替取引の代替手段となることを想定しブロックチェーン技術について調査・研究を進めていく。また今までの対面営業で培ったノウハウ・経験をこれからも大切にしつつもオンライン取引環境（バンキングアプリの機能強化等）の整備を前進させ、対面非対面ハイブリッド型の体制整備を進め、お客さまとのタッチポイントをより増幅させていく。さらには従前の金融ソリューションにのみ固執することなく非金融プレイヤーとの連携を図りつつ、今まで知り得なかった顧客動向データの収集にも繋げていきたい。   * 「DX戦略」P7.DX-Vision   積極的にデータを利活用し、地域連携エコシステムの一翼を担う金融機関を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 「DX戦略」は2024年7月31日の代表理事会（金庫の意思決定機関）にて承認された。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | * 「DX戦略」 | | 公表日 | * 2024年　8月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * 公表方法：横浜信用金庫ホームページにて公表 * 公表場所・記載箇所・ページ   (https://www.yokoshin.co.jp/\_aboutus/pdf/dx.pdf) | | 記載内容抜粋 | * 「DX戦略」P5．経営戦略   長期ビジョン実現に向けて現中期経営計画期間内で取り組む経営戦略を定めています。（※現中期経営計画は対外的には非公表）DX戦略は経営計画（＝経営戦略）を遂行する上で、下支えの役割を担います。  基本戦略１   * 営業戦略（事業者支援の深化（進化）と収益構造強化）   基本戦略２   * 経営インフラ戦略（経営インフラ整備とリスク管理態勢の高度化）   基本戦略３   * 組織・人材戦略（柔軟かつリーンな組織の構築と人的資本経営に向けた取り組み） * 「DX戦略」P6.DX戦略   DX戦略は「これから」の競争環境を見据えた「先鋭型金融」の実現を目指すものです。   * + 戦略①：お客さまのデジタル化 * お客さまのITリテラシーの向上 * 事務の非対面シフト   （補足）  →今までの本業支援活動に付随したICTコンサルティングサービス提供（システム導入に終始することなく、在庫管理や資金繰り管理等を導入システムを通じて効率化が図れる局面まで伴走し、さらにはお客さまのニーズにお応えするために確認を要するデータの共有をシームレス化し、リードタイム短縮を実現する。）  →DX認定取得に向けた取得支援サービスの提供   * + 戦略②：金庫のデジタル化 * AI活用による課題解決の高度化 * 営業推進環境の整備   （補足）  →生成AI技術を活用した、庫内問い合わせに対応するRAGの構築検討（テキストベースの要領・規定等を一元化し、検索、問い合わせ等の業務負荷について軽減を図る）  →バンキングアプリの機能拡張を進め、ユーザビリティの向上と併せて店頭事務の吸い上げを図るシナリオ検討  →庫内業務インフラのインターネット環境整備（業務環境とインターネット環境の物理分離から論理分離への移行）   * + 戦略③：外部サービスとの連携・利活用 * クラウド利活用による迅速・柔軟なサービス提供 * 外部サービスを活用したお客さまデジタル化支援   （補足）  →当金庫が提供するWebプラットフォームサービスを通じた非対面でのビジネスマッチング支援および資金繰り管理（アカウントアグリゲーション）サービスの提供   * + 戦略④：デジタル人財の育成・確保 * ビジネス系デジタル人財 * IT系デジタル人財   （補足）  →専門教育機関へ対象者を派遣し、専門人財の育成に着手する  「ストラテジーサイクル」にてDX戦略の構成要素に「データ分析・利活用」を組み込んでいます。   * 「DX戦略」P7.DX-Vision   今まで持ちえなかったデータ（非金融）も積極的に活用しよりお客さまのニーズへクリティカルアプローチを実現する。  （補足）  現在、具体的な取組としてBIツールを導入し、庫内データの一元化に着手している。今後は営業活動の可視化、ハイパフォーマー分析などに取り組み、既存活動に固執することなく、臨機応変な軌道修正を実現していく。まずは庫内データを活用することから開始している。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | * 「DX戦略」は2024年7月31日の代表理事会（金庫の意思決定機関）にて承認された。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | * 「DX戦略」P8．戦略推進体制 | | 記載内容抜粋 | * 令和6年4月より担当常務直轄組織として「DXオフィス」を新設しました。   経営企画部デジタル戦略室が部門独立し、DXオフィスとなる。DX戦略を主導する役割を担い、担当常務直轄組織として経営とDX戦略の密接な連携の実現を目指す。  なお、DX戦略④：デジタル人財の育成・確保にて戦略遂行の担い手となるDX人財の育成を掲げており、デジタル活用により業務プロセスの改革推進やお客さまのデジタル化支援を担う職員を“ビジネス系デジタル人財”と定義し、金庫内システムの運用・管理・構築やプロジェクト管理等を担う職員を”IT系デジタル人財“と定義して組織的・継続的に育成する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | * 「DX戦略」P6．DX戦略 | | 記載内容抜粋 | * DX戦略   ・システム全体最適による戦略的投資余力の創出  （補足)  →既存システムの更改・棄却および新規投資案件について金庫全体を俯瞰した新たな視点で精査・判断を実施する。  ・次期基幹系システムの検討  （補足）  →既存ベンダーおよび業界共同センターからの情報収集を密に、クラウド化の方向性について検討する。  ・API利活用による外部サービスとの連携  （補足）  →バンキングアプリ、法人ポータル等をフラッグシップにAPIを活用した機能拡張を検討する。   * ストラテジーサイクル   DX戦略→戦略実行→パフォーマンス→組織学習→資源蓄積→資源投下→DX戦略とサイクルの永続化を目指す。成功だけを是とするのではなく、失敗からも組織学習の上、知識として蓄積してそれを糧としていく。また、戦略実行局面では、組織行動⇔組織構造⇔管理システムが有機的に機能する必要があり、この点はDXオフィスが担当常務直轄組織として経営と密接に連携し実現を目指していく。なお、「破壊的なイノベーション」が発生する等、緊急性が認められる場合は即時、情報のアップデート、戦略軌道修正を柔軟に対応していく。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | * 「DX戦略」 | | 公表日 | * 2024年　8月　13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | * 公表方法：横浜信用金庫ホームページにて公表 * 公表場所・記載箇所・ページ   (https://www.yokoshin.co.jp/\_aboutus/pdf/dx.pdf) | | 記載内容抜粋 | * 「DX戦略」P6．DX戦略   戦略に対する評価指標として、以下3点を公表している。   1. 事業性顧客のデジタル化支援 2. デジタルチャネルユーザー数 3. DX人財の育成   （補足）  公表している上記指標に対し、非公表ではあるが、以下指標をそれぞれ設定し、管理を行っている。   1. 営業統括部本業支援課が関与したデジタル関連ニーズが含まれた課題解決にむけた取り組み先数。 2. バンキングアプリをダウンロードし、口座連携が完了した先数。 3. IT系デジタル人財、ビジネス系デジタル人財を配置もしくは確保した人数およびITパスポートを含めたDX関連資格取得者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | * 2024年　8月　13日 | | 発信方法 | * 公表方法：横浜信用金庫ホームページにて公表 * 公表場所・記載箇所・ページ   (https://www.yokoshin.co.jp/\_aboutus/pdf/dx.pdf) | | 発信内容 | * 「DX戦略」P2．ごあいさつ   2024年4月にDXへの取り組みの専門部署として「DXオフィス」を新設し、体制面の整備を実施すると共に一般社団法人金融データ活用推進協会（FDUA）へ加盟し、データ利活用、生成AI等の業務利活用に向けた具体的な調査研究に着手致しました。また、当金庫は法人向け非対面サービスとして2018年4月から「Yokohama Big Advance」、2022年9月から「Mikatanoシリーズ」の取り扱いを開始しておりますが、2024年5月には個人向けバンキングアプリの取り扱いを開始し、さらなる非対面チャネルの拡充を図っております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | * 2024年　　7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果サイトにて「DX推進指標の自己診断フォーマット」を提出済。  （DX推進ポータル受付番号：202407AH00004104） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | * 2016年　　12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | * サイバーセキュリティ経営ガイドライン等に基づき、Yokoshin-CSIRTを設置・運営、インシデント対応マニュアルを整備しサイバーセキュリティリスク評価を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。